



長野県報

7月4日(月)
平成23年
(2011年)
第2281号

目 次

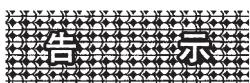
告 示

森林造成事業補助金交付要綱の一部改正（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
基本測量の実施（建設政策課）	4
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の廃止（砂防課）	4

公 告

表彰規則に基づく表彰（人事課）	5
一般競争入札（2件）（水大気環境課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（3件）（経営支援課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	10
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	13
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	13
土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	14

正誤（地域福祉課）	15
-----------	----



長野県告示第488号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年8月1日告示第481号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

第3節1項第7号から第10号までを削り、同項第11号中「、グレースの森創生事業及び未整備森林モデル事業」を「及びグレースの森創生事業」に改め、同号を同項第7号とし、同項第12号中「、グレースの森創生事業及び未整備森林モデル事業」を「及びグレースの森創生事業」に改め、同号を同項第8号とし、同項第13号及び第14号を削る。

第4を削る。

第5第2項中「、グレースの森創生事業及び未整備森林モデル事業」を「及びグレースの森創生事業」に改め、同第5を第4とする。

第6第1項及び第2項中「、グレースの森創生事業及び未整備森林モデル事業」を「及びグレースの森創生事業」に改め、同第6を第5とし、第7を第6とし、第8を第7とし、第9を第8とし、同第8の次に次のように加える。

（書類の提出部数及び経由）

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部と

し、補助事業施行地を管轄する地方事務所の長を経由するものとする。

第10を削る。

別表中

森林環境保全整備事業	<p>7 被害地等森林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 育成单層林整備事業 ア 整理伐事業 イ 人工造林事業 ウ 单層林改良事業 エ 保育（植栽型）事業 (7) 下刈事業 (1) 雪起こし事業 (9) 倒木起こし事業 (1) 除・間伐事業 (オ) 枝打ち事業 オ 保育（天然更新型）事業 (7) 下刈事業 (1) 雪起こし事業 (9) 除・間伐事業 カ 育成单層林作業道事業</p> <p>(2) 育成複層林整備事業 ア 整理伐事業 イ 受光伐事業 (7) 抜き伐り事業 (1) 枝払い事業</p>	10分の4以内
------------	--	---------

	<p>ウ 樹下植栽等事業 エ 複層林改良事業 オ 保育(植栽型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 カ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 キ 育成複層林作業道事業 (3) 機能増進保育事業 ア 抜き伐り等事業 イ 機能増進保育作業道事業 (4) 付帯施設等整備事業 鳥獣害防止施設等整備事業</p>			<p>ア 整理伐事業 イ 受光伐事業 (7) 抜き伐り事業 (イ) 枝払い事業 ウ 樹下植栽等事業 エ 複層林改良事業 オ 保育(植栽型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 カ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 キ 育成複層林作業道事業 (3) 機能増進保育事業 ア 抜き伐り等事業 イ 機能増進保育作業道事業 (4) 付帯施設等整備事業 鳥獣害防止施設等整備事業</p>	
森林居住環境整備事業	<p>里山エリア再生交付金事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等又は森林所有者の団体が知事の承認を受けた里山エリア再生計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 居住地森林環境整備事業 (1) 居住地周辺森林整備事業 (2) 路側樹林帯整備事業 (3) 林内歩道等整備事業 (4) 付帯施設整備事業</p> <p>2 里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け17林整整第1020号林野庁長官通知)に基づき、居住環境基盤整備事業と組み合わせて実施する居住地森林環境整備事業 (1) 居住地周辺森林整備事業 (2) 路側樹林帯整備事業 (3) 林内歩道等整備事業 (4) 付帯施設整備事業</p> <p>3 地域創造型整備 里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な整備</p>	<p>1 森林居住環境整備においては10分の4以内 2 地域創造型整備においては、経費に査定係数を乗じた額の2分の1以内</p>		<p>8 森林環境保全直接支援事業 地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等又は森林施業計画の認定を受けた者が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる育成单層林整備事業に要する経費 (1) 人工造林事業 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈事業 (4) 雪起こし事業 (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 (11) 森林作業道整備</p>	<p>10分の4以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分取方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の5以内</p>

を

「

森林環境保全整備事業	<p>7 被害地等森林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 育成单層林整備事業 ア 整理伐事業 イ 人工造林事業 ウ 单層林改良事業 エ 保育(植栽型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 倒木起こし事業 (エ) 除・間伐事業 (オ) 枝打ち事業 オ 保育(天然更新型)事業 (7) 下刈事業 (イ) 雪起こし事業 (ウ) 除・間伐事業 カ 育成单層林作業道事業 (2) 育成複層林整備事業</p>	10分の4以内		<p>9 環境林整備事業 (1) 広葉樹林化等整備事業 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林事業 イ 樹下植栽等 ウ 下刈事業 エ 雪起こし事業 オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐等 ク 更新伐 ケ 付帯施設等整備 コ 森林作業道整備</p> <p>(2) 被害森林整備事業 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林事業 イ 樹下植栽等 ウ 下刈事業</p>	<p>(1)(2)は10分の4以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分取方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の5以内</p>
------------	--	---------	--	--	---

エ 雪起こし事業 オ 倒木起こし カ 除伐等 キ 衛生伐 ク 更新伐 ケ 付帯施設等整備 コ 森林作業道整備 サ 森林災害等復旧林道整備	(3) 保全松林緊急保護整備事業 地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林事業 イ 樹下植栽等 ウ 下刈事業 エ 雪起こし事業 オ 倒木起こし カ 除伐等 キ 衛生伐 ク 更新伐 ケ 付帯施設等整備 コ 森林作業道整備	(3) は10分の7以内
---	--	--------------

に改める。

別表の未整備森林モデル事業の項を削り、同表のみんなで支える里山整備事業の項中「又は里山エリア再生計画」を削る。

森林づくり推進課

長野県告示第489号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
大町市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第490号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡宮田村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、伐採を禁止する。
宮田村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮田村(次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第491号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡高森町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高森町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第492号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡平谷村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

平谷村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上ものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び平谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第493号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により昭和60年長野県告示第319号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した上倉の区域のうち、次の区域を廃止します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び飯山市役所に備え置きます。

平成23年7月4日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
上倉	右に掲げる地番の土地に存する平成23年長野県告示第230号で指定した上倉(追加)の標柱14号から23号までを順次結んだ線、標柱14号と昭和60年長野県告示第319号で指定した上倉の標柱3号を結んだ線、標柱3号と4号を結んだ線、標柱4号と23号を結んだ線に囲まれた区域。	飯山市	飯山	中長峰	730番3 733番1 725番7 725番2 725番3 722番1 722番7	3号 4号 14号から17号まで 18号及び19号 20号及び21号 22号 23号

砂防課